

広報ふじ

昭和38年3月1日発行

定価 1部 2円

発行所
静岡県富士市役所
富士市平尾279番地
発行兼編集
富士市役所市長公室
印 刷 所
加藤印刷所

本町・銀座通り駐車禁止

いよいよ四月一日から実施

長い間のけんさとなりておら
ました富士市本町・銀座通りの

駐車禁止問題について関係者の
説明懇談会が一月十三日午後一
時から富士市公民館商店関係者

地元区長・富士鷹岡地区交通安
全対策協議会長(会長塩田市長
)・交通安全協会富士地区支部長
(石井四郎)・防犯協会長(山田
金吾)・小川富士警察署長等関係
者六十名が出席して開かれ協議
した結果、交通の安全と円滑を
図るために来る四月一日から全面
駐車禁止を実施することに決定

◇駐車禁止時間

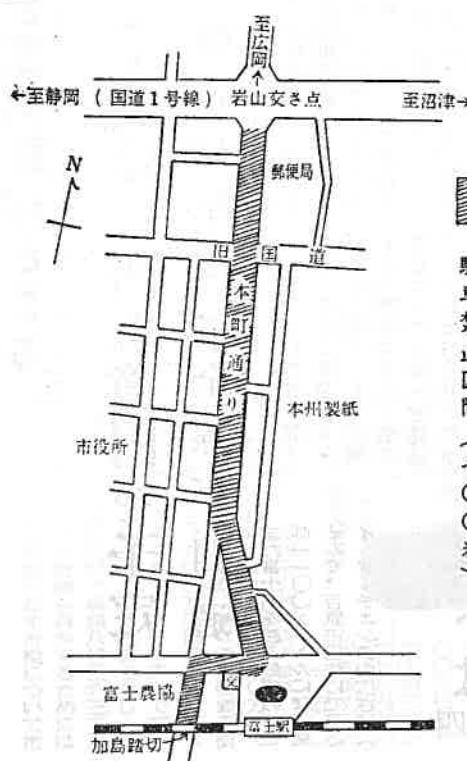
午前六時三十分から午後九時
三十分钟まで

◇駐車禁止区間

加島踏切より岩山交差点まで
の七〇〇メートル

駐車禁止の適用 を除外する車両

- ①二輪の車両
- ②緊急自動車
- ③電報を配達し、郵便物を集
配し、新聞を搬送している
車両
- ④電気、電話、水道またはガ
スの緊急工事に使用してい
る車両
- ⑤公職選舉法に規定する選舉
運動または政治活動に使用
している車両
- ⑥清掃法第二条に規定する汚
物の収集に使用している車
両



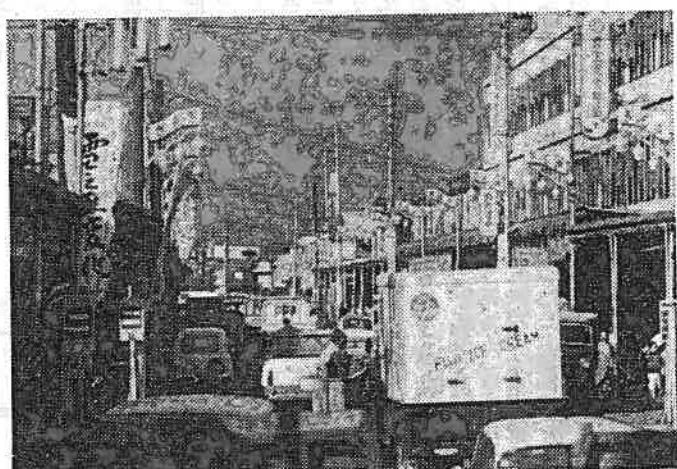
停車に準じて 取扱うもの

運転者が車両から離れて、又
は運転車が車両から離れて、又
直ちに運転できる状態にあり
法令に従つて停止している車
両で次にかかるもの。

①現に貨物の積卸しをしてい
るとき(常時行つてゐる場
合を除く)

②特定の客を乗車させるため
客に連絡し又は客が乗車す
るまでの間(五分以内)

③用聞き、連絡、配達、品物



車の波で混雑する本町通り

○…………とじ込んで保存して下さい……○

定例市議会

昭和三八年度予算をさめる
三月定期市議会は、三月十一日
午前九時招集し、三月十五日
まで会期十五日間にわたり開き
ます。

今回の市議会に提出される議
案は三十八年度予算案をはじめ
三十七年度の追加更正予算(第
五回)など六件が上場され、
それぞれ審議します。

三十八年度の当初予算案は、
八億三百万円で三十七年度当初
予算にくらべ約九百万円の増額
となつています。

市議会の日程は次のとおりです
○三月十一日(月) 本会議
三十八年度の市長の施政方針
および三十七年度の補正予算
説明。

○三月十二日(火) 本会議
三千八年度予算の課長説明。
④医師が往診、救護のため駐
車所がなくて停止している
車両がなくて停止している
場合(表示をしている)
⑤故障した車両で、その場所
から移動できない状態にあ
るもの

なお富士駅前から岩山交
差点までの六三〇メートルの区
間は駐車禁止と併せて
速度制限 每時三十キ
ロ
○二月十六日(土) 本会議
一般議案説明および質疑
○二月十八日(月) 総務委員会
○二月十七日(火) 休会
○二月十九日(火) 建設委員会
○二月二十日(水) 厚生委員会
○二月二十一日(木) 休会